

業庫第27号

平成27年3月20日

歳入代理店引受金融機関本部

歳入復代理店引受金融機関本部 御 中

日本銀行業務局

森林保険特別会計の廃止および年金特別会計の
所管庁の変更に伴う事務取扱について

国庫金関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日をもって森林保険特別会計が廃止されるほか、年金特別会計の所管が「厚生労働省（所管コード：6118）」から「内閣府及び厚生労働省（同：6375）」に変更されます。

本件実施に伴う規程改正通知につきましては、関係省令の公布を受けて発出する予定としておりますが、現在のところ省令公布は3月末頃となる見通しです。

つきましては、平成27年4月1日以後に収納した森林保険特別会計および年金特別会計の歳入金の事務取扱について、予め関係官庁と調整済みの内容をまとめましたので、下記のとおりお取扱い頂きたいご連絡いたします。

お手数をお掛けいたしますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

I 森林保険特別会計にかかる取扱い（会計の廃止）

1. 歳入金の受入、計算整理等

森林保険特別会計の平成26年度分にかかる歳入金の受入、計算整理（証券等の整理保管を含む。）および諸報告については、平成27年4月1日以後もなお従前のとおり取扱って下さい。

2. 歳入金の取扱い

平成27年4月1日以後、森林保険特別会計にかかる納入告知書等により歳入金の納付を受けた場合には、納入告知書等に記載のとおり集計表を作成して下さい。

II 年金特別会計にかかる取扱い（所管の変更）

1. 旧書式の使用に関する措置

「日本銀行歳入代理店事務取扱手続」参考書式第2号(1)、同2号(3)、同4号(2)、同4号(3)、同11号(1)、同20号(3)、同20号(4)、同20号(5)、同20号(6)および同25号、「日本銀行歳入復代理店事務取扱手続」参考書式第2号(1)、同2号(3)、同4号(2)、同4号(3)、同11号(1)、同20号(3)、同20号(4)、同20号(5)、同20号(6)および同25号または「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続（ゆうちょ銀行用）」参考書式第2号(1)、同2号(3)、同2号(12)、同2号(13)、同4号(2)、同4号(3)、同5号(6)、同5号(7)、同5号(8)および同5号(9)は、平成27年4月1日以後、年金特別会計の所管の変更により書式が改正されますが、当分の間、改正前の書式の使用が可能となっております。

— 書式に記載されている所管や勘定の名称が変更になるだけで、帳票の様式（フォーマット）には変更はありません。

2. 歳入金の取扱い

(1) 平成27年度以降分の年金特別会計の納入告知書等は、当分の間、所管を「内閣府及び厚生労働省(6375)」とした書式のほか、「厚生労働省(6118)」とした現行の書式も併用されます。このため、受入証票を取りまとめる際に、新旧の所管の納入告知書等が混在することになりますが、集計表は新旧の所管別に区分して作成する必要はありません(年度<両年度整理期間中のみ>、会計、取扱庁別に区分して作成することで差支えありません。)

— 年金特別会計の会計番号(0343)に変更はありません。

(2) 平成27年度以降分の年金特別会計の歳入金等受入報告表(口座振替納付分として振替金融機関が提出)は、当分の間、所管を「厚生労働省(6118)」としたものについても、そのまま処理していただいて差支えありません(振替金融機関が自行庫において機械作成している場合も同様)。

以 上

(本件に関する照会先)

業務局総務課国庫業務企画グループ

松本、塚本

(電話) 03-3279-1111 (代表)

(内線) 6111、6072